

# 北海道地球温暖化防止対策条例の一部改正（素案）について

## 1 改正の趣旨

北海道地球温暖化防止対策条例（平成 21 年北海道条例第 57 号）は、2008 年に開催された北海道洞爺湖サミットを契機として、地球温暖化を克服し、環境と調和した持続的に発展することができる社会の実現を目指し、2009 年に制定されました。

その後、国内外でカーボンニュートラルの実現に向けた動きが急速に高まり、国は 2021 年 6 月、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）を改正し、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すこととしました。

道では、2020 年 3 月、知事が 2050 年までに温室効果ガスの排出量の実質ゼロを目指すことを国に先駆け表明し、「ゼロカーボン北海道」の実現に向け取り組むことを決意したところであり、条例制定後のこうした社会情勢の変化を踏まえ所要の改正を行います。

※「ゼロカーボン北海道」…地球温暖化対策の推進によりゼロカーボン（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれていることをいう。以下同じ。）が実現されるとともに、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上が図られた持続可能で活力あふれる北海道のこと。

## 2 改正の内容

### （1）条例の名称

地球温暖化防止対策を推進する条例であることを明確に示している現名称を継続する。

また、地球温暖化防止対策への貢献にあたり、目指す北海道の姿が、環境の保全、経済の発展及び道民生活の向上が図られた「ゼロカーボン北海道」であることを道民の方々と共有していくため、本条例の通称を「ゼロカーボン北海道推進条例」とします。

### （2）総則的事項

- ア 目的規定に地球温暖化の防止に貢献するゼロカーボン北海道の実現について追加
- イ 定義規定を追加（ゼロカーボン北海道、気候変動影響、気候変動適応）
- ウ 基本理念の新設
- エ 道の責務を追加・拡充
- オ 観光旅行者等の責務を追加・拡充
- カ 年次報告に係る規定の新設

### （3）ゼロカーボン北海道推進計画等

地球温暖化対策推進計画の名称をゼロカーボン北海道推進計画に変更

### （4）事業活動に関する地球温暖化対策

- ア 事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等に係る規定の追加・拡充（対象：事業者、道）
- イ カーボン・オフセットの促進に係る規定の新設（対象：事業者、道）
- ウ 事業者温室効果ガス削減等計画書の作成等に係る規定の追加・拡充（対象：事業者）
- エ 特定事業者以外の事業者による事業者排出量簡易報告書の作成に係る規定（温室効果ガスの排出量の削減又は再生可能エネルギー導入の取組の項目を任意記載に変更、公表の際の匿名にするかの選択ができる）の新設（対象：事業者）

#### (5) 交通に関する地球温暖化対策

- ア 次世代自動車の選択等に係る規定の新設（対象：事業者、道民、道）
- イ 物資の輸送を請け負う事業者による輸送の合理化に係る規定の新設（対象：事業者）

#### (6) 機械器具に関する地球温暖化対策

- 省エネルギー性能情報の表示等に係る規定の追加・拡充（対象：事業者、道）

#### (7) 建築物に関する地球温暖化対策

- ア 建築物の建築等に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に係る規定の追加・拡充（対象：事業者、道）
- イ 建築物への地域材の利用の促進に係る規定の新設（対象：事業者、道民、道）
- ウ 建築物環境配慮計画書の作成等に係る規定の追加・拡充（対象：事業者）
- エ 適用除外に係る規定の新設（対象：事業者）

#### (8) 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策

- ア 再生可能エネルギーの利用の推進に係る規定の追加・拡充（対象：道）
- イ 再生可能エネルギー計画書の作成等に係る規定の追加・拡充（対象：事業者）
- ウ 再生可能エネルギー計画書等の公表に係る規定の追加・拡充（対象：事業者）

#### (9) 温室効果ガスの吸収作用及び固定作用の保全等

- ア 森林の整備の推進等に係る規定の追加・拡充（対象：事業者、道民、道）
- イ 藻場等の保全等に係る規定の新設（対象：道）
- ウ 自然の生態系の保全等に係る規定の新設（対象：道）

#### (10) 気候変動適応に関する施策

- ア 気候変動適応に関する施策の推進に係る規定の新設（対象：道）
- イ 気候変動適応センターに係る規定の新設（対象：道）

#### (11) ゼロカーボン北海道に資する産業の育成及び振興等

- ア ゼロカーボン北海道の実現に資する産業の育成及び振興に係る規定の新設（対象：道）
- イ 製品又はサービスの開発等に係る規定の新設（対象：事業者、道）

#### (12) 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けたライフスタイル等の形成

- ア 道民の温室効果ガスの排出の量の削減等の取組に係る規定の追加・拡充（対象：事業者、道）
- イ 地産地消の推進に係る規定の追加・拡充（対象：事業者、道民、道）
- ウ 廃棄物の発生の抑制等に係る規定の新設（対象：事業者、道民、観光旅行者等）
- エ 冷暖房時の温度等に係る規定の追加（対象：事業者、道民、観光旅行者等）

#### (13) 雑則

- 財政上の措置に係る規定の新設（対象：道）

### 3 施行期日

令和5年（2023年）4月1日（予定）

※報告や情報の表示等を義務づける条項については、適切な周知期間を設ける予定です。